

平成29年度

ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金

評価表

NO.

60

所管部課名	観光・シティセールス課	担当者	堀之内 寛郎							
事務事業名	観光イベント事業費									
根拠法令	薩摩川内市補助金等基本条例 薩摩川内市補助金等交付規則 薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱									
補助経過年数	6年以上10年以下									
平成29年度 予算額	900 千円	国県支出金 千円	一般財源 900 千円	その他 千円	その他の内容					
	指標名		目標値		目標年度					
成果指標①	ふるさと再発見地元もりあげ事業の観客数		約10,000人		平成34年度					
成果指標②										
補助対象者	社団法人川内青年会議所									
補助対象経費	(1) 会場設営費 (2) 広報宣伝費 (3) 事務消耗品費 (4) 前各号に掲げるもののほか、ふるさと再発見地元もりあげ事業の開催に当たり必要と認められる経費									
補助対象事業・活動の内容	ふるさと再発見を通じた地域活性化に取り組む事業									
補助金額又は補助率	分類 ☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他 ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。									
上記項目の積算方法	イベント実施団体からの要望及び、実績による									
補助を受ける 過去3年の事業 (団体)等の 決算状況	収入	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度			
			金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)		
		自己資金	1,219,162	57.5%	975,166	52.0%	1,538,267	63.1%		
		会費収入	471,532	22.3%	127,746	6.8%	675,417	27.7%		
		事業収入	747,630	35.3%	847,420	45.2%	862,850	35.4%		
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%		
		市補助金	900,000	42.5%	900,000	48.0%	900,000	36.9%		
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%		
		計	2,119,162	100.0%	1,875,166	100.0%	2,438,267	100.0%		
	支出	事業費	2,119,162	100.0%	1,875,166	100.0%	2,438,267	100.0%		
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%		
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%		
				0.0%		0.0%		0.0%		
				0.0%		0.0%		0.0%		
				0.0%		0.0%		0.0%		
		(翌年度繰越金)	0	0.0%	0	0.0%		0.0%		
		計	2,119,162	100.0%	1,875,166	100.0%	2,438,267	100.0%		
	支出計/前年度支出計					88.5%		130.0%		
	自己資金/前年度自己資金					80.0%		157.7%		
	翌年度繰越金/市補助金			0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数			1		1		1			
成果指標の推移①			5,000		10,000		14,000			
成果指標の推移②										
特記すべき事項等	【今年度改善点】観客数増加により事業収入獲得に努めている。 【前回評価への回答】平成26年度評価〈現状のまま継続〉 【事業のPR方法】ポスターチラシ、SNS等により周知している。 【費用対効果】市内外から多くの観客が来訪され地域活性化のイベントとして貢献している。 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】特になし									

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	川内青年会議所が実施主体であり、設立理念に基づいた地域活動を行っている団体である。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①地域に根ざしたイベントであり、実施主体である川内青年会議所を補助対象者とすることが適当である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	観光交流人口増加に向けて、市民のニーズに合致したものになっている。 ふるさと再発見地元もりあげ事業を通じて市外からの観光客を増やす取り組みは必要。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域に根ざしたイベントであるため、実施主体である川内青年会議所を補助対象者とすることが適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	交付要領に補助対象経費を規定している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	協賛金等自主財源の獲得に努力は見られるが、補助額が多額であり、自主運営までは至らない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	設立理念に基づいた地域活動を行っている団体である。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	自主的運営へ誘導していくが、当面は交付要領規定の効果指標による事業成果を分析していく必要がある。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	交付要領に補助対象経費を規定している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（二次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 市内外からの観光客も多く地域活性化のためのイベントとして現状のまま継続したい。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 引き続き企業等からの協賛金獲得に努める。		〈まとめ〉

ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げるふるさと再発見地元もりあげ事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、ふるさと再発見に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 会場設営費
- (2) 広報宣伝費
- (3) 事務消耗品費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ふるさと再発見地元もりあげ事業の開催に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年8月31日とする。

(交付の基準)

第6条 ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者にふるさと再発見地元もりあげ事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(精算)

第8条 当該補助金については、次の各号のいずれかに該当する場合には、精算するものとする。

- (1) 災害や事故等によりイベント等が実施できなかった場合、不要額となった補助金は、返納し精算するものとする。
(2) 第4条の補助対象経費以外の経費に支出した場合、補助決定額の内、対象外経費分を返納し精算するものとする。

(効果の測定)

第9条 ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) ふるさと再発見地元もりあげ事業の参加者数
(2) ふるさと再発見地元もりあげ事業の観客数

(補助事業者等の責務)

第10条 ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の地域の振興に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、観光・スポーツ対策監が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。